



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年3月14日火曜日 第1742号

◇ 目次 ◇ 規 則

愛媛県立農業大学校規則の一部を改正する規則..... 181

告 示

地方拠点都市地域の指定の一部改正..... 183

愛媛県情報公開条例第34条第1項の規定による知事が定める

法人の指定の一部改正..... 183

救急病院の協力申出..... 184

大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... 184

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧..... 184

道路の区域変更（県道多喜浜泉川線）..... 184

道路の区域変更（県道上怒和元怒和線）..... 185

道路の供用開始（ " ）..... 185

道路の区域変更（県道西条久万線）..... 185

道路の供用開始（ " ）..... 185

道路の供用開始（県道柳沢新谷停車場線）..... 186

道路の区域変更（一般国道378号）..... 186

道路の供用開始（ " ）..... 186

道路の区域変更（県道中浦西海線）..... 186

道路の供用開始（ " ）..... 187

県営住宅の名称及び位置の一部改正..... 187

県税証紙売りさばき人の指定の取消し..... 187

公 告

技能検定の合格者..... 187

放置車両確認事務の委託..... 195

規 則

○愛媛県規則第4号

愛媛県立農業大学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県立農業大学校規則の一部を改正する規則

愛媛県立農業大学校規則（昭和58年愛媛県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「及び学生定員」を「、学生定員及び在学期間」に改め、同条に次の1項を加える。

2 学生は、4年を超えて在学することができない。

第7条の見出し中「授業時間数」を「単位数」に改め、同条中「授業時間数は、別に定める」を「単位数は、別表第1の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 各教科の単位の計算方法は、1単位の教科を32時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業の方法による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、16時間の授業をもつて1単

位とする。

(2) 実習については、32時間の授業をもつて1単位とする。

第15条の見出し中「進級」を「単位の修得、進級」に改め、同条中「学生の」の下に「単位の修得、」を加える。

第23条第2項中「寄宿舎に入舎するものとする」を「校長の許可を得て、寄宿舎に入舎することができる」に改める。

第25条の見出し中「及び学生定員」を「、学生定員及び在学期間」に改め、同条に次の1項を加える。

2 学生は、4年を超えて在学することができない。

第26条の見出し中「授業時間数」を「単位数」に改め、同条中「授業時間数は、別に定める」を「単位数は、別表第2の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 各教科の単位の計算方法は、1単位の教科を32時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業の方法による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、16時間の授業をもつて1単位とする。

(2) 実習については、32時間の授業をもつて1単位とする。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第7条関係）

科 目	種 類	単位数		卒業に必要な単位数
		必修	選択	
教養科目	暮らしと経済（環境）	講義	2	必修科目64単位（野菜複合コースについては野菜栽培各論又は作物栽培各論のいずれかを
	暮らしと法律	講義	1	
	実用外国語Ⅰ	講義	2	
	実用外国語Ⅱ	講義	2	
	体育Ⅰ	演習	1	
	体育Ⅱ	演習	1	
専門科目	農業経営	講義	2	は作物栽培各論のいずれかを
	農業簿記	講義	2	
	農業簿記演習	演習	1	
	農業経営分析・設計	講義	1	
	環境保全と農業	講義	2	
	農産物流通とマーケティング	講義	2	
	農業概論	講義	3	
	病害虫と防除計画Ⅰ	講義	2	
	土壌肥料概論	講義	2	
	農業気象	講義	1	

専攻科目	野菜複合コース	情報処理Ⅰ	演習		2)及び選択科目44単位以上
		情報処理Ⅱ	演習		2	
		生物工学	演習		2	
		農業機械利用Ⅰ	演習		3	
		農業機械利用Ⅱ	演習		3	
		農業政策と行政	講義		2	
		農村社会	講義		2	
		体験学習Ⅰ	実習	5		
		体験学習Ⅱ	実習	5		
		植物育種	講義		2	
	植物生理	講義	2			
	野菜複合コース	土壌・植物調査法	講義		1	
		野菜栽培概論	講義	2		
		作物栽培概論	講義	1		
		土壌と肥料設計	講義		2	
		病害虫と防除計画Ⅱ	講義		2	
		施設園芸概論	講義	2		
		野菜栽培各論	講義	3		
		作物栽培各論	講義	3		
		農畜産物加工	講義		1	
		農産物流通	講義		1	
	野菜複合コース	野菜生産・経営実習Ⅰ	実習	19		
		野菜生産・経営実習Ⅱ	実習	20		
		先進事例研修	演習		4	
		卒業論文	演習	3		
		花き複合コース	植物育種	講義		2
			植物生理	講義	2	
			土壌・植物調査法	講義		1
			花き栽培概論	講義	2	
			作物栽培概論	講義	1	
			土壌と肥料設計	講義		2
	病害虫と防除計画Ⅱ		講義		2	
	施設園芸概論		講義	2		
	花き栽培各論		講義	3		
	作物栽培各論		講義	3		
	花き複合コース	農畜産物加工	講義		1	
		農産物流通	講義		1	
		花き生産・経営実習Ⅰ	実習	19		
		花き生産・経営実習Ⅱ	実習	20		
		先進事例研修	演習		4	
卒業論文		演習	3			
果樹複合コース		植物育種	講義		2	
		植物生理	講義	2		
		土壌・植物調査法	講義		1	

専攻科目	果樹複合コース	果樹栽培概論	講義	2	
		土壌と肥料設計	講義		2
		病害虫と防除計画Ⅱ	講義		2
		施設園芸概論	講義	2	
		果樹栽培各論	講義	3	
		柑橘論	講義		1
		農畜産物加工	講義		1
		果樹流通	講義		1
		果樹生産・経営実習Ⅰ	実習	19	
		果樹生産・経営実習Ⅱ	実習	20	
	畜産複合コース	先進事例研修	演習		4
		卒業論文	演習	3	
		家畜解剖	講義		2
		飼料栄養Ⅰ	講義	1	
		飼料栄養Ⅱ	講義	2	
		家畜育種と繁殖	講義		2
		家畜生理	講義	2	
		畜産経営	講義		2
		家畜衛生	講義		2
		環境保全と糞尿処理	講義		1
畜産複合コース	家畜飼養管理Ⅰ	講義	1		
	家畜飼養管理Ⅱ	講義	3		
	農畜産物加工	講義		1	
	家畜飼養・経営実習Ⅰ	実習	19		
	家畜飼養・経営実習Ⅱ	実習	20		
	先進事例研修	演習		4	
	卒業論文	演習	3		

別表第2 (第26条関係)

科目	種 類	単位数		卒業に必要な単位数
		必修	選択	
一般教養科目	英語	講義	3	必修科目 65単位及 び選択科 目41単位 以上
	数学	講義	2	
	化学	講義	2	
	法学	講義	2	
	経済学	講義	2	
	人間の発達と教育	講義	2	
	専門科目	農政学	講義	
農業経済学		講義	2	
農業経営学		講義	2	
情報処理論Ⅰ		演習	2	
情報処理論Ⅱ		演習	2	
畜産学		講義	2	
作物学		講義	2	
園芸学		講義	2	

		農業土木	講義	2	
		生物化学	講義	2	
		農畜産物加工論	講義	2	
		リーダーシップ論	講義	2	
		マーケティング論	講義	2	
		法人経営学	講義	2	
		応用生物工学	演習	2	
		農業機械施設学	演習	2	
		先進農家セミナー（特別講義）	講義	6	
		アグリビジネス体験実習	実習	10	
専攻科目	栽培育種コース	植物栄養学	講義	2	
		流通技術	講義	2	
		植物病理学	講義	2	
		土壌肥料学	講義	2	
		応用昆虫学	講義	2	
		生産システム学Ⅰ	講義	2	
		生産システム学Ⅱ	講義	3	
		栽培育種専攻実習Ⅰ	実習	20	
		栽培育種専攻実習Ⅱ	実習	17	
		卒業論文	演習	3	
	環境・流通コース	植物栄養学	講義	2	
		流通技術	講義	2	
		植物病理学	講義	2	
		土壌肥料学	講義	2	
		応用昆虫学	講義	2	
		生産システム学Ⅰ	講義	2	
		生産システム学Ⅱ	講義	3	
		環境・流通専攻実習Ⅰ	実習	20	
		環境・流通専攻実習Ⅱ	実習	17	
		卒業論文	演習	3	
家畜管理コース	家畜育種学Ⅰ	講義	1		
	家畜育種学Ⅱ	講義	1		
	家畜繁殖学	講義	2		
	家畜衛生学	講義	2		
	飼料学Ⅰ	講義	1		
	飼料学Ⅱ	講義	1		
	家畜栄養学Ⅰ	講義	1		
	家畜栄養学Ⅱ	講義	1		
	家畜解剖学Ⅰ	講義	1		
	家畜解剖学Ⅱ	講義	1		
		家畜飼養学Ⅰ	講義	2	
		家畜飼養学Ⅱ	講義	1	
		家畜管理専攻実習Ⅰ	実習	20	
		家畜管理専攻実習Ⅱ	実習	17	
		卒業論文	演習	3	
	食品加工コース	食品製造学	講義	2	
		農産物加工学Ⅰ	講義	2	
		農産物加工学Ⅱ	講義	2	
		基礎栄養学	講義	2	
		食生活論	講義	1	
		食品化学	講義	1	
		微生物基礎	講義	2	
		発酵食品学	講義	1	
		食品貯蔵額	講義	1	
		食品加工法規	講義	1	
	食品加工専攻実習Ⅰ	実習	20		
	食品加工専攻実習Ⅱ	実習	17		
	卒業論文	演習	3		

様式第5号中「を修了したことを証する」を「の所定の課程を修めたので卒業証書を授与し、専門士（農業専門課程）と称することを認める。」に改める。

附 則

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、様式第5号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 愛媛県立農業大学校規則の一部を改正する規則（平成17年愛媛県規則第22号）による改正前の愛媛県立農業大学校規則第1章、第2章及び第4章の規定による養成部門及び専攻科は、改正後の愛媛県立農業大学校規則第1章から第3章までの規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該部門又は科に在学する者が当該部門又は科に在学しなくなる日までの間、なお従前の例により存続するものとする。

告 示

○愛媛県告示第354号

地方拠点都市地域の指定（平成5年2月愛媛県告示第233号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

2を次のように改める。

- 地方拠点都市地域として指定する市町の区域
八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡内子町及び西宇和郡伊方町の区域

○愛媛県告示第355号

愛媛県情報公開条例第34条第1項の規定による知事が定める法人の指定（平成13年12月愛媛県告示第2012号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第9号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 愛媛県信用保証協会

第8号を第14号とし、第7号を第13号とし、第6号を第9号とし、同号の次に次の3号を加える。

(10) 財団法人愛媛の森林基金

(11) 財団法人愛媛県水産振興基金

(12) 財団法人愛媛県栽培漁業基金

第5号を第8号とし、第4号の次に次の3号を加える。

(5) 財団法人愛媛県廃棄物処理センター

(6) 財団法人伊方原子力広報センター

(7) 財団法人えひめ産業振興財団

○愛媛県告示第356号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成18年3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
医療法人社団 久和会立花病院	新居浜市喜光地町一丁目13番29号	医療法人社団 久和会	平成21年 3月9日 まで

○愛媛県告示第357号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
イオン新居浜ショッピングセンター	新居浜市前田町8番8号	大規模小売店舗において小売業を行う者	イオン株式会社ほか43社	イオン株式会社ほか41社	平成17年 5月31日 ほか	平成18年 2月20日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第358号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、東温市下林地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成18年3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・八幡新池地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成18年3月15日から4月12日まで
- 縦覧場所
東温市役所

○愛媛県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	多喜浜泉川線	新居浜市神郷一丁目1132番2地先から 同市郷三丁目1047番1まで	旧	メートル 7.2~20.7	キロメートル 0.118	
			新	14.9~29.5	0.118	

○愛媛県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	上怒和元怒和線	松山市上怒和乙674番3から 同市上怒和乙678番1地先まで	旧	メートル 15.0~24.5	キロメートル 0.047	
			新	20.0~31.0	0.047	

○愛媛県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上怒和元怒和線	松山市上怒和乙674番3から 同市上怒和乙678番1地先まで	平成18年3月14日

○愛媛県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	西条久万線	上浮穴郡久万高原町七鳥2550番地先から 同町七鳥2549番2まで	旧	メートル 13.0~27.0	キロメートル 0.031	
			新	13.0~36.2	0.031	

○愛媛県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	上浮穴郡久万高原町七鳥2550番地先から 同町七鳥2549番2まで	平成18年3月14日

○愛媛県告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	柳沢新谷停車場線	大洲市喜多山字河内乙642番2から 同市喜多山字中組丁353番3まで	平成18年3月14日

○愛媛県告示第365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	378号	宇和島市吉田町深浦字ジョノシタ2番耕地491番1地先から 同町深浦字ムカイ1番耕地39番5地先まで	旧	メートル 4.0～7.8	キロメートル 0.265	
			新	4.0～7.8 13.0～43.0	0.222 0.265	
"	"	宇和島市吉田町深浦字ムカイ1番耕地39番5地先から 同町法花津字小深浦1番耕地132番1地先まで	旧	4.0～29.0 4.0～29.0	0.367 0.346	
			新	4.0～29.0 12.2～105.2	0.346 0.243	
"	"	宇和島市吉田町法花津字小深浦1番耕地132番1地先から 同字1番耕地141番1地先まで	旧	6.5～7.3 6.8～16.0	0.091 0.103	
			新	6.5～7.3 6.8～24.0	0.091 0.101	

○愛媛県告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	378号	宇和島市吉田町深浦字ジョノシタ2番耕地491番1地先から 同町深浦字ムカイ1番耕地39番5地先まで	平成18年3月15日
"	"	宇和島市吉田町深浦字ムカイ1番耕地39番5地先から 同町法花津字小深浦1番耕地132番1地先まで	"
"	"	宇和島市吉田町法花津字小深浦1番耕地132番1地先から 同字1番耕地141番1地先まで	"

○愛媛県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	中浦西海線	南宇和郡愛南町船越1742番2	旧	メートル 6.8~8.0	キロメートル 0.020	
			新	9.6~20.2	0.020	

○愛媛県告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中浦西海線	南宇和郡愛南町船越1742番2	平成18年3月14日

○愛媛県告示第369号

県営住宅の名称及び位置（平成13年10月愛媛県告示第1647号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1の表新居浜団地の項及び西条団地の項を削る。

○愛媛県告示第370号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成18年3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
松第 26号	松山市千舟町八丁目128番地1	えひめ中央農業協同組合	松山市北条辻410番地 えひめ中央農業協同組合北条中央支所	平成18年2月28日

公 告

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成17年11月25日から平成18年2月19日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成18年3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

機械保全

特級

受 検 番 号

A 甲 1

機械加工（普通旋盤作業）

1 級

受 検 番 号
D 1

2 級

受 検 番 号
D 1

機械加工（マシニングセンタ作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
D 1	D 2	D 3

機械検査（機械検査作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	C 1	C 2

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 B 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 5	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11

機械保全（機械系保全作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 12 A 甲 67 B 8 C 5 C 27	A 甲 22 A 甲 68 B 16 C 14 C 30	A 甲 43 A 甲 77 B 22 C 15 C 31	A 甲 54 A 甲 81 B 23 C 16	A 甲 58 B 1 B 27 C 17	A 甲 59 B 4 B 29 C 21	A 甲 62 B 5 B 31 C 22	A 甲 65 B 6 C 2 C 23

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 8 A 甲 39 A 甲 68 A 甲 125 A 甲 154	A 甲 10 A 甲 41 A 甲 69 A 甲 132 A 甲 155	A 甲 13 A 甲 48 A 甲 70 A 甲 133 A 甲 156	A 甲 19 A 甲 62 A 甲 79 A 甲 135 A 甲 157	A 甲 25 A 甲 63 A 甲 86 A 甲 142 A 甲 169	A 甲 30 A 甲 65 A 甲 110 A 甲 144 A 甲 170	A 甲 32 A 甲 66 A 甲 111 A 甲 149 A 甲 178	A 甲 37 A 甲 67 A 甲 113 A 甲 150 A 甲 180

A甲 190	A甲 192	B 4	B 5	B 8	B 10	B 12	B 14
B 15	B 22	B 23	B 25	B 29	B 31	B 32	B 36
C 1	C 3	C 4	C 7	C 8	C 11	C 17	C 18
C 22	C 23	C 25	C 27	C 32	C 35	C 37	C 38
C 39	C 45	C 46	C 48	C 49	C 50	C 51	D 1
D 2							

機械保全（電気系保全作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 3	A甲 15	C 2	C 3	C 4	C 5	C 6	C 7
C 8	C 9						

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 8	A甲 9	A甲 10	B 2	C 1	C 2	C 5	C 6
C 9							

機械保全（設備診断作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
C 6	C 8	C 10	C 18	C 19

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	B 2	C 1	C 3	C 5	C 8

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 2	A甲 6	B 2	C 1	C 3

半導体製品製造（集積回路チップ製造作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 61	B 3	B 4	B 6	B 7	C 8

自動販売機調整（自動販売機調整作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 4	A甲 5	A甲 6	B 2	B 5

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 1	C 2	C 3

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 5	A 甲 9

農業機械整備（農業機械整備作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 11	A 甲 13	A 甲 14	A 甲 18	B 2
B 3	C 1	C 2					

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 10	B 3	C 1	C 2

冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 10	A 甲 11	B 3	B 4	B 6
B 7							

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 7	A 甲 8	A 甲 10	A 甲 11	B 2	B 3	B 4
B 5	B 7						

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3

強化プラスチック成形（積層防食作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 5

石材施工（石材加工作業）

1 級

受検番号	受検番号
A甲 1	C 1

2級

受検番号
C 1

パン製造（パン製造作業）

2級

受検番号	受検番号
A甲 1	B 1

菓子製造（洋菓子製造作業）

1級

受検番号
A甲 1

菓子製造（和菓子製造作業）

1級

受検番号	受検番号
A甲 1	C 3

2級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 6	C 1

建築大工（大工工事作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 5	C 2	C 4

2級

受検番号
D 1

かわらぶき（かわらぶき作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 4	C 1	C 2

2級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 3	A甲 6	C 1

配管（建築配管作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6	A甲 8	A甲 9	A甲 13
A甲 14	A甲 15	C 1	C 2				

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6	A甲 7	A甲 8	A甲 10	A甲 11
A甲 12	A甲 13	A甲 14	B 2	C 2	C 4	C 5	

3級

受検番号
A甲 1

配管（プラント配管作業）

1級

受検番号
A甲 2

2級

受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 3

型枠施工（型枠工事作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 5	A甲 10	A甲 11	A甲 12	A甲 28	A甲 29	C 2
C 8							

2級

受検番号
A甲 2

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1 C 4	A甲 3	A甲 6	A甲 7	A甲 8	B 2	C 2	C 3

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	B 2	B 3	C 1

防水施工（アスファルト防水工事作業）

1 級

受 検 番 号
A甲 2

2 級

受 検 番 号
A甲 1

防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	C 1	C 2	D 1	D 2

防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	C 1	C 2	C 3	C 4

内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）

1 級

受 検 番 号
D 1

機械・プラント製図（機械製図手書き作業）

2 級

受検番号	受検番号	受検番号
B 1	B 3	B 6

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 4	B 1	B 2	C 2	C 3

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 3	A甲 4	A甲 6	A甲 7	A甲 8	A甲 9	A甲 10	A甲 13
A甲 15	A甲 20	B 1	B 3	B 4	B 5	C 2	C 3

機械・プラント製図（プラント配管製図作業）

1級

受検番号	受検番号
A甲 1	C 1

電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

1級

受検番号	受検番号
A甲 1	B 1

2級

受検番号
A甲 1

塗装（鋼橋塗装作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	C 1	C 3

2級

受検番号	受検番号
C 1	C 4

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

単一等級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	B 1
C 1	C 2						

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

放置車両確認事務の委託

(2) 委託業務及び予定数量

放置車両確認事務 506ユニット×日

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託業務履行期間

平成18年6月1日から平成19年5月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

愛媛県松山東警察署管轄区域

(6) 入札方法

入札金額は、基本ユニット/日当たりの単価を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 開札の日において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項に基づく愛媛県公安委員会の登録をうけていること。（ただし、道路交通法第51条の9に基づく愛媛県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に必要な措置をとっていないと認められる法人を除く。）。

(3) 開札の日において、道路交通法第51条の13第1項に基づく駐車監視員資格者証保有者を6名以上雇用していること。

(4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係
〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110 内線 2232

(2) 入札書の受領期限

平成18年4月7日（金）午後1時30分

(3) 入札説明書の交付方法

ア 交付時期

公告の日から平成18年4月6日までの執務時間中

イ 交付場所

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成18年4月7日（金）午後1時30分

愛媛県警察本部 第一会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。申請書は、持参して提出することとし、郵便等又は伝送によるものは、受け付けない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 申請書の受付時期

平成18年3月14日（火）から3月30日（木）までの執務時間中

イ 受付場所

3の(1)に掲げる場所

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した契約を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

